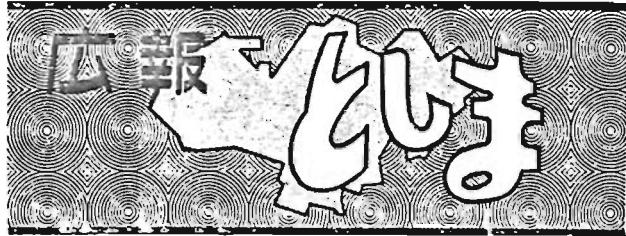


世帯と人口  
11月1日現在前月比  
303,558(-41)  
150,435(-24)  
153,123(-17)  
132,852(+190)  
(住民基本台帳による)

第4回  
区議会定例会は  
11月25日に開会  
第四回豊島区議会定例会は  
11月25日に招集。主な提出案  
件は区出張所の設置・区民集  
会室・老人憩の家・保育所・  
児童館等の一部を改正する条  
例、福祉事務所設置条例、48年  
度各会計決算の認定等です。  
くわしくは次回発行の区議会  
だよりでお知らせします。

発行 東京都豊島区 豊島区東池袋1-18-1 ☎ [981] 1111-170 編集 企画部広報課



<4月から区に移る保健所の仕事> 一部法令により都が処理するものを除いて、保健所の仕事は、4月から区の仕事になります。  
その主なものは、ご家庭のお母さんには身近な、母子保健に関する事務をはじめ、食品衛生、伝染病、結核予防に関する事務などです。

4月に迫る！

## “身近な区政の実現”

財政・権・確立など問題を残し  
特別区の制度は

昭和27年、地方自治法改正により、区長公選制が廃止され以来、私たち三区住民は、区長公選制の実現、区への事務事務の移管、区の人事権の確立および区の財政権の確立を柱とする特別区の自主・自律性を強める運動をつづけてまいりました。  
その結果、このたびの地方自治法の改正によって、特別区制度は、昭和五十年四月一日から概略下表のとおり改革されることになりました。

区長公選制の実施  
保健所事務など区に

### 一新制度と現行制度との比較

	昭和50年4月以降の制度	現行の制度		昭和50年4月以降の制度	現行の制度
[1] 区長の 選び方	○ 区民が投票により選挙します。 最初に行われる選挙は、昭和50年4月1日から6月30日までの間の政令で定める日に、23区統一して行われます。	○ 区議会が都知事の同意を得て選任します。		○ 理容師、美容師、クリーニング業に関する事務	
[2] 区の事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般市の事務は、原則として区が行うこととされました。 一般市の事務で法改正により、新たに区の処理することとされたものは、29の法律に基づく事務で、その主なものは、次のとおりです。</li> <li>○ 都市計画に関する事務（都市計画の決定事務の一部は、都に留保）</li> <li>○ 都市再開発に関する事務</li> <li>○ 建築基準行政に関する事務（確認対象の大枠拡大）</li> <li>○ 住宅地区改良に関する事務</li> <li>○ 公営住宅に関する事務</li> <li>○ 樹木の保存に関する事務</li> <li>○ 保健所設置市（全国643市のうち30市が保健所を設置できる）の事務も、区が行うこととされました。一方で、一部法令により都が処理する事務もあります。 保健所設置市の事務で、新たに区の処理することとされたものは、49の法律に基づく事務で、その主なものは、次のとおりです。</li> <li>○ 食品衛生に関する事務（一部の営業に係る事務は、都に留保）</li> <li>○ 伝染病予防に関する事務（ねずみ、昆蟲駆除については、従前より区で実施）</li> <li>○ 結核予防に関する事務</li> <li>○ 性病予防に関する事務</li> <li>○ 母子保健に関する事務</li> <li>○ 妊娠改善に関する事務</li> <li>○ 優生保護に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市の事務は、原則として都が行い区は、制限的・制約的に定められた事務を処理します。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都区協議により、都から区へ移管または委任される事務（現に都が処理している事務で、法令の規定によらないで任意に移管または委任されるもの） その主なものは、次のとおりです。</li> <li>○ 都立公園（池袋西口公園）</li> <li>○ 開発行為の許可等</li> <li>○ 屋外広告物に関する事務（委任範囲の拡大）</li> <li>○ 都営住宅、地元割当分の入居者の決定（委任範囲の拡大）</li> <li>○ 旅館、興業場、公衆浴場の営業の許可等</li> <li>○ 水泳場及びプール取締りに関する事務</li> <li>○ 家畜病院、家畜診療所および葬場の取締りに関する事務</li> </ul>	
[3] 区の職員				<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配属職員制度は廃止され、区職員に一本化されます。 区に配属されている都の職員（配属職員）および今回の法改正によって、区に移管される事務に従事している都職員は昭和50年4月1日に区職員に身分が切替えられます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区の事務に従事せられため、都の職員を区に配属する（配属職員）</li> <li>○ 区は、区の職員を置くことができる。（固有職員） (23区) (豊島区) 配属職員31,390人 1,266人 (都知事が採用) 固有職員33,107人 1,217人 (区長が採用) 計 64,497人 2,483人 (昭和49.4.1現在)</li> </ul>
[4] 区の財政				<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都区財政調整制度により、都区および区相互間の財源の均衡化と、区の自主的かつ計画的運営の確保を図ります。</li> <li>○ 都区協議において、次のことが確認されました。（昭和49.8.31） <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 特別区の財政自主性を強化する方向で、人件費および計画事業費（一件算定）の単位費用化をはかる。</li> <li>2. 基本的な財政問題は、特別区の財政自主性を強化する趣旨のもとに、今後さらに都区双方で協議を行う。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都区財政調整制度により、都区および区相互間の財源を調整します。</li> </ul>





